

# 令和2年度 蟹江町地域防災計画の修正要旨

## I 地域防災計画修正の根拠

蟹江町地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、愛知県地域防災計画の修正等に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、地域防災計画の作成、修正は蟹江町防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第16条）。

## II 本年度の主な修正事項

### 1. 令和2年 愛知県地域防災計画の修正に伴うもの

- (1) 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応..... P 2
- (2) 広域的に発生する停電や通信障害に対する早期復旧体制の整備..... P 5
- (3) 後方支援を担うための新たな防災拠点確保に向けた検討..... P 6
- (4) 避難所における過密抑制対策等の推進..... P 6
- (5) 避難所におけるマスク・消毒液の備蓄等..... P 7
- (6) 豪雨時等の事業者によるテレワーク、時差出勤、計画的休業等の適切な外出抑制の実施  
..... P 9
- (7) 事業者における停電、通信障害発生時の被害状況把握、被災者への情報提供の体制整備  
..... P 9

### 2. 国の防災基本計画、ガイドライン等の修正に伴うもの

- (1) 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知..... P 10
- (2) 中小企業における防災・減災対策の普及促進..... P 11

### 3. 蟹江町独自の取り組みによるもの

- (1) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の蟹江町の体制..... P 12
- (2) 蟹江町における事前避難対象地域の指定及び避難体制等..... P 13

II 1. 令和2年 愛知県地域防災計画の修正に伴うもの

(1) 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

■地震・津波編

第2編 第13章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

現 行	改 正 案												
(追加)	<p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>南海トラフ地震臨時情報の発表の有無に関わらず、従前から実施している突発地震の備えを実施することを基本とし、さらなる被害の軽減を目指す観点で、南海トラフ地震臨時情報を有効に活用することが重要である。</u></p> <p>○ <u>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を、県、市町村、防災関係機関等が地域の実情に応じてあらかじめ検討し、連携協力して防災対応がとれる体制を確保する。</u></p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">機関名</th> <th style="text-align: center;">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応</td> <td>県、市町村、防災関係機関</td> <td>情報収集・連絡体制の整備</td> </tr> <tr> <td>第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応</td> <td>県、市町村、防災関係機関</td> <td>情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等</td> </tr> <tr> <td>第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</td> <td>県、市町村、防災関係機関</td> <td>情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応</u>  <u>（略）「蟹江町独自の取り組みによるもの」に記載</u></p> <p>第2節 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応</u>  1 <u>（略）「蟹江町独自の取り組みによるもの」に記載</u>  2 <u>後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間</u>  <u>町及び県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。</u>  3 <u>住民への周知・呼びかけ</u>  <u>町及び県（防災安全局、関係局）は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係があ</u></p>	区 分	機関名	主な措置	第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備	第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等	第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ
区 分	機関名	主な措置											
第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備											
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等											
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ											

(追加)

る事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第2編第11章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」）

#### 4 避難対策等

(1) (略) 「蟹江町独自の取り組みによるもの」に記載

(2) 事前避難における避難所の運営

事前避難の際は、知人・親類宅、一般宿泊施設等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい町民に対しては、町が避難所の確保を行う。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて事前に町民に理解を得るよう努める。（第3編第10章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」第1節「避難所の開設・運営」参照。）

#### 5 消防機関等の活動

(1) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。また、県は町が実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう支援するものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 事前避難対象地域における地域住民等の避難場所、避難所への経路及び誘導方法

(2) 水防管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、次の事項を重点としてその対策を定め、後発地震に備えた必要な体制を確保するものとする。

ア 所管区域内の監視及び警戒

イ 水門等の操作

ウ 水防作業に必要な資機材の点検、整備、配備等

#### 6 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。県においては、市町村が実施する対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町村が実施する活動との連携体制等、必要な措置を行うものとする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

1 (略) 「蟹江町独自の取り組みによるもの」に記載

2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間町及び県（防災安全局、関係局）は南海トラフ沿い

(追加)

の想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

### 3 住民への周知・呼びかけ

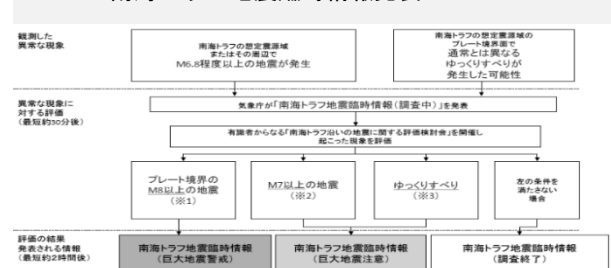
町及び県(防災安全局、関係局)は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係する事項について周知するものとする。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。(参考:第2編第11章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」)

(参考 南海トラフ地震に関連する情報)

- 南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。

### 「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件の追加

#### 南海トラフ地震臨時情報発表のフロー



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM6.5以上の地震が発生した場合(半割れケース)  
※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)  
※3 ひずみ計等で異常な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の観測状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべリケース)

(2) 広域的に発生する停電や通信障害に対する早期復旧体制の整備

●風水害等編

第2編 第4章 第2節 第1項

現 行	改 正 案
<p>第2節 ライフライン関係施設対策</p> <p>1 施設管理者等における措置 電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>(追記)</p>	<p>第2節 ライフライン関係施設対策</p> <p>1 町、県(防災安全局、建設局)及び施設管理者における措置 <u>(1) 施設の代替性及び安全性の確保</u> 電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。<u>また、町及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。</u></p> <p><u>(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携</u> 町及び県は、<u>停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び電気通信事業者、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、町との協力を努める。</u></p>

■地震・津波編

第2編 第2章 第3節 第1項

風水害等編と同様の修正

(3) 後方支援を担うための新たな防災拠点確保に向けた検討

■地震・津波編

第2編 第10章 第1節 第1項

現 行	改 正 案
<p>第1節 広域応援体制の整備</p> <p>1 町及び県（防災安全局、各局）における措置（略）</p> <p>(3) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</p> <p>ア 防災活動拠点の確保</p> <p>町及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 広域応援体制の整備</p> <p>1 町及び県（防災安全局、各局）における措置（略）</p> <p>(3) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</p> <p>ア 防災活動拠点の確保等</p> <p>町及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p><u>また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地の防災拠点に迅速かつ的確に供給する後方支援を担うための新たな防災拠点の確保に向けた検討を行う。</u></p> <p>(略)</p>

(4) 避難所における過密抑制対策等の推進

●風水害等編

第2編 第8章 第1節 第1項

現 行	改 正 案
<p>第1節 避難所の指定・整備</p> <p>1 町における措置</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p>	<p>第1節 避難所の指定・整備等</p> <p>1 町における措置</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備</p> <p>(略)</p> <p><u>カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</u></p>

■地震・津波編

第2編 第7章 第1節 第1項 (5)

風水害等編と同様の修正

(5) 避難所におけるマスク・消毒液の備蓄等

●風水害等編

第2編 第8章 第1節 第1項

現 行	改 正 案
<p>第1節 避難所の指定・整備</p> <p>1 町における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 避難所の指定・整備</p> <p>1 町における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、<u>マスク、消毒液の備蓄に努める</u>。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>また、<u>必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに</u>、緊急時に有効な次の設備について、<u>平常時</u>から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>(略)</p>

■地震・津波編

第2編 第7章 第1節 第1項

風水害等編と同様の修正

●風水害等編

第2編 第10章 第2節 第1項

現 行	改 正 案
<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <p>1 町、県、蟹江警察署における措置</p> <p>(3) 家庭内備蓄等の推進</p> <p>(略)</p> <p>町及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進する。</p> <p>(追加)</p>	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <p>1 町、県、<u>蟹江警察署及び名古屋地方気象台</u>における措置</p> <p>(3) 家庭内備蓄等の推進</p> <p>(略)</p> <p>町及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、<u>マスク、消毒液、体温計といった感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</u></p> <p><u>また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。</u></p>

■地震・津波編

第2編 第11章 第2節 第1項 (4)

風水害等編と同様の修正



(6) 豪雨時等の事業者によるテレワーク、時差出勤、計画的休業等の適切な外出抑制の実施

●風水害等編

第2編 第1章 第3節 第2項

現 行	改 正 案
<p>第3節 企業防災の促進</p> <p>2 企業における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 生命の安全確保</p> <p>顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 企業防災の促進</p> <p>2 企業における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 生命の安全確保</p> <p>顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。<u>また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>

(7) 事業者における停電、通信障害発生時の被害状況把握、被災者への情報提供の体制整備

●風水害等編

第2編 第6章 第4項

現 行	修 正 案
<p>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>4 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p>	<p>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>4 情報の収集・連絡体制の整備等</p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 被災者等への情報伝達</u></p> <p><u>電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。</u></p>

■地震・津波編

第2編 第5章 第1節 第4項 (3)

風水害等編と同様の修正

2. 国の防災基本計画、ガイドライン等の修正に伴うもの

(1) 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知

●風水害等編

第2編 第10章 基本方針 及び 第2節 第1項

現 行	改 正 案
<p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>災害を最小限に食い止めるには、県・市町村等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、県民の一人ひとりが日ごろから各種災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、県及び市町村は、防災訓練、教育、広報、県民相談等を通じて防災意識の向上を図る。</u></p> <p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <p>1 町、県及び蟹江警察署における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>町は、<u>災害発生時等に町民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>また、町及び県は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図る。</p> <p>(追加)</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。</u></p> <p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <p>1 町、県、蟹江警察署及び名古屋地方気象台における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>町は、<u>町民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>また、町及び県は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、<u>各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。</u></p> <p><u>さらに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。</u></p>

(2) 中小企業における防災・減災対策の普及促進

●風水害等編

第2編 第1章 第3節 第3項

現 行	改 正 案
<p>第3節 企業防災の促進 (略)</p> <p>3 町、県及び商工団体等における措置 (略)</p> <p>(1) 事業継続計画（BCP）の策定促進</p> <p>ア 普及啓発活動</p> <p>町、県及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。</p> <p>(追加)</p>	<p>第3節 企業防災の促進 (略)</p> <p>3 町、県及び商工団体等における措置 (略)</p> <p>(1) 事業継続計画（BCP）<u>等</u>の策定促進</p> <p>ア 普及啓発活動</p> <p>町、県及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。</p> <p><u>また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</u></p>

■地震・津波編

第2編 第1章 第3節 第3項 (1) ア

風水害等編と同様の修正

### 3. 蟹江町独自の取り組みによるもの

#### (1) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の蟹江町の体制

##### ■地震・津波災害対策計画

#### 第2編 13章 南海トラフ緊急地震情報に対する防災対応

現 行	改 正 案
<p>)</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p>	<p><u>第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応</u></p> <p><u>1 情報収集・連絡体制の整備</u></p> <p><u>町長は、町災害対策本部（第2非常配備）を設置する。各対策部の体制は町本部により決定する。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節「津波警報等の伝達」を参照。）</u></p> <p><u>第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応</u></p> <p><u>1 情報収集・連絡体制の整備</u></p> <p><u>町長は、町災害対策本部（第2非常配備）を設置する。各対策部の体制は町本部により決定し、必要に応じてその体制を拡張する。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節「津波警報等の伝達」を参照。）</u></p> <p><u>第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</u></p> <p><u>1 情報収集・連絡体制の整備</u></p> <p><u>町長は、町災害対策本部（第2非常配備）を設置する。各対策部の体制は町本部により決定する。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節「津波警報等の伝達」を参照。）</u></p>

(2) 蟹江町における事前避難対象地域の指定及び避難体制等

■地震・津波災害対策計画

第2編 第13章 第2節 第4項

(追加)

4. 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

蟹江町は町全域が津波災害警戒区域に指定されている。また、ほぼ町全域が液状化の可能性が非常に高く、最大想定として堤防の崩壊による浸水のため30分以内に30cmの浸水深となる地域が町全域の29%を占める。この地域を避難困難地域として事前避難対象地域とし、国からの指示が発せられた場合には、事前避難対象地域外へ、可能であれば浸水想定区域外への事前の避難を促す。

また、事前避難対象地域外の住民に対しては、日頃からの地震の備えを再認識する等防災対応をとる旨を呼びかける。

自宅等に留まる場合には、建物の耐震、屋内の家具固定、基準水位の確認等により屋内安全確保等の防災対応をとる旨を呼びかける。